

## 第四期特定健康診査等実施計画（概要） （令和 6 年度～令和 11 年度）

### 【背景及び趣旨】

生活習慣病は、国民医療費の約 3 割を占めており、また、健康長寿の大きな阻害要因となっている現状において、早急な生活習慣病対策が必要となっている。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより生活習慣病の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し特定健康診査及び特定保健指導を行うこととされていることから、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために、特定健康診査を実施する。本計画は特定健康診査等基本指針に則して、6 年を一期として実施計画を策定する。

### 【当健康保険組合の現状】

当健康保険組合は情報システム関連の企業が加入している健康保険組合である。

令和 5 年 10 月時点での「年齢階級別加入者数調査」によれば、40 歳以上の被保険者数 8,374 人、被扶養者数 1,985 人となっている。令和 5 年 12 月末の事業所数は 121 事業所で、ほとんどの事業所が富山県、石川県、福井県に所在しているが、支店や営業所は全国に点在している。

加入している被保険者の平均年齢は男性約 42 歳、女性約 39 歳で、男性が全体の約 7 割を占めている。

健康診断については、労働安全衛生法による事業主健診はもとより、健康保険組合の実施する生活習慣病予防健診、一日人間ドック健診、巡回健診を受診することにより、健康の維持増進を図る。

### 【実施計画期間】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

### 【令和 11 年度の最終目標】

特定健康診査実施率 85%以上

特定保健指導実施率 30%以上

（参考）第四期における保険者別実施率目標（総合健康保険組合）

特定健康診査実施率 85%以上

特定保健指導実施率 30%以上

○特定健康診査目標実施率

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全 体	86.7% (9,020/10,398)	87.0% (9,230/10,606)	87.3% (9,445/10,818)	87.5% (9,650/11,034)	88.0% (9,900/11,255)	89.0% (10,220/11,480)
被 保 険 者	97.5% (8,215/8,429)	97.7% (8,400/8,598)	97.9% (8,590/8,770)	98.0% (8,770/8,945)	98.6% (8,910/9,040)	99.8% (9,200/9,220)
被 扶 養 者	40.9% (805/1,969)	41.3% (830/2,008)	41.7% (855/2,048)	42.1% (880/2,089)	44.7% (990/2,215)	45.1% (1,020/2,260)

実施率 = (実施者数 / 対象者数)

○特定保健指導目標実施率

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全 体	24.0% (476/1,985)	25.5% (518/2,031)	26.9% (560/2,078)	28.5% (605/2,124)	29.5% (643/2,178)	30.0% (675/2,249)
積極的 支援	20.5% (240/1,173)	22.9% (275/1,200)	24.2% (297/1,228)	25.2% (316/1,255)	26.2% (337/1,287)	27.0% (359/1,329)
動機付け 支援	29.1% (236/812)	29.2% (243/831)	30.9% (263/850)	33.3% (289/869)	34.3% (306/891)	34.3% (316/920)

実施率 = (終了者数 / 対象者数)

【個人情報の保護】

個人情報保護管理体制については「北陸情報産業健康保険組合個人情報保護管理規程」に基づき、健康保険組合が保有している個人情報について適切な管理を行う。

【特定健康診査等実施計画の公表・周知】

本計画の公表・周知はホームページへの掲載により行うこととする。

【その他】

特定健康診査等実施計画については、随時見直しを行うこととし、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には計画内容を見直すこととする。